

愛媛県県民文化会館利用料金減免に関する取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、愛媛県県民文化会館管理条例（以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、指定管理者財団法人愛媛県文化振興財団（以下「財団」という。）が行う、愛媛県県民文化会館（以下「会館」という。）の利用料金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 財団が利用料金を減免する場合及びその額の基準は、別表のとおりとする。

(減免申込)

第3条 前条に規定する利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申込書（様式第1号）に財団が必要と認める資料を添付して申し込むものとする。

2 前項の申込内容に変更があった場合は、速やかに届出るものとする。

(減免手続き)

第4条 財団は、利用料金の減免を適当と認めるときは、愛媛県県民文化会館利用料金減免承認書（様式第2号）を発行するものとする。

(料金の計算)

第5条 減免する額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(承認の取消)

第6条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき
- (2) 第2条の承認基準に該当しなくなったとき
- (3) その他、承認することが不適當となったとき

(その他)

第7条 財団は、前条第1号の規定により承認を取り消した者に対しては、新たな減免申込を拒否することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

利用料金減免承認基準

利用料金を減免できる場合等	減 免 の 額								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県主催の芸術文化行事 	メインホール サブホール 真珠の間 の3施設の利用料金 <div style="text-align: right;">全額免除</div>								
い～よポイントによる利用料金の支払	1件の利用料金の10%以内 （ただし、付属設備及び備品の利用料金は除く。）								
<ul style="list-style-type: none"> ・ N H K 松山放送局及び愛媛県文化協会の分野別正会員（流派団体は除く。）の主催で、県が共催を認めた行事 	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">メインホール</td> <td style="text-align: right;">入場料が有料の場合</td> </tr> <tr> <td>サブホール</td> <td style="text-align: right;">50%減免</td> </tr> <tr> <td>真珠の間</td> <td style="text-align: right;">入場料が無料の場合</td> </tr> <tr> <td>の3施設の利用料金</td> <td style="text-align: right;">全額免除</td> </tr> </table> （ただし、付属設備及び備品の利用料金は除く。）	メインホール	入場料が有料の場合	サブホール	50%減免	真珠の間	入場料が無料の場合	の3施設の利用料金	全額免除
メインホール	入場料が有料の場合								
サブホール	50%減免								
真珠の間	入場料が無料の場合								
の3施設の利用料金	全額免除								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団法人愛媛県文化振興財団主催の芸術文化行事及び同財団が共催を認めた行事で、特に必要と認めたもの。 ・ オペラえひめ主催の芸術文化行事 	施設の利用料金全額免除								
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、他の利用者との間の均衡を失しない範囲内で、財団が特に必要と認めた行事 	個々の事例ごとに県と協議の上、理事長が決定する。								

備考

- 1 「1件の利用料金」とは、当該行事で利用する施設(付属設備及び備品の利用は除く。)全体の利用料金をいう。
- 2 県が共催を認めた行事の場合の減免については、県との共催を証する文書の写しを、減免申込書に添付すること。